

東通村地域防災計画（原子力災害対策編）（令和6年2月29日修正）の概要

○住民等に対する防護措置関係

- ・避難勧告・避難指示の一本化
- ・個別避難計画作成の努力義務化
- ・予測的手法関係に関する記載の見直し
- ・施設敷地緊急事態要避難者の定義の明確化
- ・要配慮者等が活用する放射線防護対策施設の整備及び活用の追記
- ・「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」の反映
- ・原子力被災者生活支援チームの活動内容の反映

○原子力災害医療関係

- ・避難退域時検査及び簡易除染の追記
- ・原子力災害医療体制の見直し及び明確化
- ・安定ヨウ素剤の配布体制の明確化
- ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力の追記

○防災業務関係者等に対する防護措置関係

- ・放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲、被ばく線量管理及び健康管理、放射線防護に関する指標、資機材の整備要件等の明確化

○複合災害等における防護措置関係

- ・自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方の追記
- ・感染症流向下において原子力災害が発生した場合の防護措置の追記

○その他

- ・情報収集事態の追記
- ・近隣の原子力施設に対する対応への原子力施設の追記
- ・表記の修正及び条項ずれ等に伴う所要の修正を実施

以上